

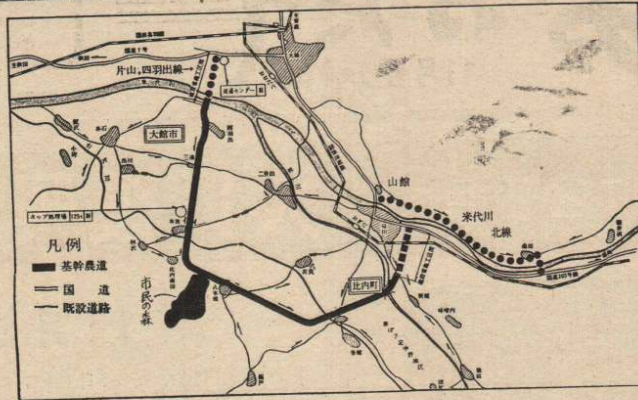
「大規模農道」…11月12日に開通

45年11月11日から着手していた比内山麓大規模農道事業が3年ぶりに完成し、来る11月12日、比内町扇田の中央橋ともども開通式が行われます。

この大規模農道は、本市の四羽出部落を基点に本宮、比内前田、比内町八木橋を経由して扇田町に結んでおり、延長、10.867kmの全面舗装された立派な道路になりました。

大規模農道事業は、この周辺に分散している水田や果樹、畜産などの団地をこの基幹農道で結び、生産地と消費地の流通の円滑化をはかるために計画したもので、基幹農道だけで5億9,200万円、これに建設費施行の片山→田中橋間、田中橋架け替えなどを加えると事業費の総額は12億3,555万円にのぼります。

開通式のあとに、全線を自動車パレードを行なうなど、この開通を祝うことにしていますが、12月以降は、この道路も農産物の輸送道路に活用されることももちろんのこと、「市民の森」へのレクリエーションなど、観光道路としても大きな役割をはたすことになると見られます。



〈市民の森〉

連日ハイクで賑う

市民に緑とおいしい空気の中で楽しいひとときを過ごしていただくため、比内前田地区に造成した「市民の森」は、先月の6日にオープンしています。

オープンして以来、散歩しながら花木園や樹木園など雄大な自然を楽しむ人々が連日おしよせ、市内はおろか、オープンを知った近隣の市町村からもいこいのひとときを求めて森をおとされるなど市民の森は連日にぎわいを呈しています。

65.6ヘクタールの広さをもつ市民の森は、自然探究や野外運動にも好適地とあって、小中学生の遠足の場としても

利用されております。また、一般の方々も市の中心地から車でわずか15分で行けるといことから(道順は上図大規模農道図参照願います)、森への関心が次第に深まってきており晴れた日には野原で、雨の日は休憩所か森の家で自然を十分たん能していただきたいと思えます。広場でのバレーボール用具一式(休憩所72人収容)、森の家(60人収容)を利用したい方は、市の農林課へ申し込んで下さい。料金は無料です。

〈釣はしばらくご遠慮下さい〉

先月号の広報で、各施設を紹介してありますが、この中に、「魚釣池で、釣も楽しめます。」と掲載しました。しかし、この沼は、かんがい用水になっており、8人の権利者が4,000匹のコイを養殖中です。

したがって、養殖中のコイを水あげしてからでない釣ができない状況にあるため、しばらくの間、釣は見合わせるようにしてください。

市でも、できるだけ早く釣ができるよう、権利者と話し合いをすすめているところですが、釣ができるようになった時は、事前に新聞の公告等でお知らせする事になっていますので、ご了解くださるよう、農林課では願っています。

〈市民課〉 課長・岩沢 吉蔵

- ◆市民係
 - ◆市民課窓口所管にかかる申請書、届出書等の記載要領の指導および受付に関する事。
 - ◆自動車臨時運行許可および軽自動車の標識の交付に関する事。
 - ◆印鑑登録および印鑑証明書の調製ならびに諸証明、謄抄本の交付に関する事。
 - ◆国民健康保険被保険者証の交付および資格得喪の届出に関する事。
 - ◆助産費、育児手当および葬祭費の支給に関する事。
 - ◆埋火葬許可に関する事。
 - ◆自衛官の募集に関する事。
 - ◆母子帳の交付に関する事。
 - ◆身体障害者割引証および遺族割引証の交付に関する事。
 - ◆市営球場の使用許可に関する事。
- ◆記録係
 - ◆住民基本台帳に関する事。
 - ◆人口動態および戸籍統計に関する事。
 - ◆戸籍に関する事。
 - ◆主食の配給に関する事。
 - ◆日雇労働者の健康保険に関する事
 - ◆諸登録(印鑑登録を除く)および謄抄本、諸証明の調製に関する事。
 - ◆市民に関する諸原簿の記録に関する事。
 - ◆住居表示に関する事。



〈厚生課〉 課長・田村 正六

- ◆保健衛生係
 - ◆公衆衛生思想の普及高揚に関する事。
 - ◆伝染病の予防接種に関する事。
 - ◆伝染病患者の取扱いに関する事。
 - ◆水難防止対策の統括に関する事。
 - ◆畜犬登録および狂犬病予防に関する事。
 - ◆墓地および火葬場の設置ならびに管理処分に関する事。
 - ◆市民保養所の管理に関する事。
 - ◆市民体育館に関する事。
 - ◆妊娠婦および乳幼児の検診に関する事。
 - ◆成人病の検診に関する事。
 - ◆その他公衆衛生に関する事。
- ◆国保係
 - ◆国民健康保険事業の企画および運営に関する事。
 - ◆保険税の標準課税総額および税率の決定に関する事。
 - ◆保険給付(他課に属するものを除く)および保健施設に関する事。
 - ◆国民健康保険運営協議会に関する事。
 - ◆国民健康保険被保険者証の更新および検認に関する事。
 - ◆国民健康保険事業基金の管理に関する事。
- ◆年金係
 - ◆国民年金の趣旨の普及活動に関する事。
 - ◆国民年金被保険者の調査に関する事。
 - ◆国民年金諸届書の受理および審査に関する事。
 - ◆国民年金証書および手帳の交付に関する事。
 - ◆国民年金保険料の検認に関する事。
 - ◆国民年金基金の管理に関する事。
 - ◆その他、年金に関する事。

よくなる国民年金

■福祉年金の改善

◆年金額の引き上げ

48年10月分から年金額は5割も引き上げられ、70才以上のお年寄りに支給されている老齢年金は、月5,000円になりました。単価は月額…円

種別	現行額	改善前
老齢福祉年金	5,000	3,300
障害福祉年金	7,500	5,000
母子・準母子福祉年金(子孫等1人)	6,500	4,300

※母子・準母子福祉年金の加算額は、いままでも2人以上の子等1人につき、月額400円を、2人目・月800円、3人目以上・月額400円に改定。

◆障害福祉年金「2級」を新設

いままでも障害福祉年金は重い障害がある人にしか支給されませんでした。今回の改善で比較的軽い障害の人(2級障害者)にも支給されることになりました。2級障害とは、片方の手または足を切断したとか、目や耳がほとんどきかないなどのように、日常生活に著しい支障のある障害をいいます。

支給の実施時期は、後日政令で定められることになっています。

◆支給制限の緩和

福祉年金は、本人や家族に一定限度をこえる所得があるときには支給されませんが、この限度額が大きく引き上げられましたので、より多くの人が福祉年金を受けられるようになりました。

<例>

- 本人所得の限度額(老齢・障害福祉年金)
 - 扶養親族が0人のとき 38万円→現行43万円
 - 扶養親族が5人のとき 205万円→現行547万円

◆高齢特別給付金の新設

現在67才から69才の人は、年金制度の「谷間の人」といわれていましたがこれらの人に、49年1月から月額4,000円の「高齢特別給付金」が支給されることになりました。

この給付金を受けられる人は明治37年1月2日から明治39年4月1日生まれの人で、他の年金や恩給を受けていない人です。

※くわしいことは、厚生課年金係へおたずねください。



ねたきり老人 高令身障者に医療費を支給

10月1日から年令65才以上のねたきり老人等、および65才以上の高令身体障害者に対して医療費が支給されています。

この支給制度によって、いままでも医療機関等で受診された場合に支払っていた自己負担金を支払わなくてもよくなりました。

◆支給の対象

- <ねたきり老人等>
 - ・年令65才以上で国民年金、厚生年金等年金各法によって、障害又は廃疾による年金を受けている方。
 - ・年令65才以上で、身体障害者手帳の

交付を受けている方で、その程度等級が1級から3級までの方。4級のうち音声機能または言語機能障害者と下肢障害の1・3・4号の該当者。

◆高令身体障害者

・年令65才以上で身体障害者手帳の交付を受けており、ねたきり老人等、国の老人医療費支給対象者以外の方。

◆その他

上記のいずれかに該当することが確認できる方。

◆受給者証の交付申請

印鑑・健康保険証・年金証書・身体障

害者手帳を持参し、福祉事務所へ申請してください。申請にもとづいて審査し、認定後受給者証を発行します。